

第3章 施策・事業の体系・取組み内容

第1節 施策・事業の体系化

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

施策体系で設定された施策のうち新規施策については、第3節の基本目標に向けた取組みにおいて、当該施策に係る新たな事業、事業計画等を記載いたします。

拡充施策については、第3節の基本目標に向けた取組みにおいて、拡充する事業、事業計画等を記載いたします。既存事業については必要に応じて記載します。

継続施策については、施策の体系の中で施策とともに当該施策に係る主な事業を記載します。

基本目標1：目的・対象に応じた広報の充実

(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。

共通計画 P38・39

①【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。★

【主な既存事業】

○家庭裁判所等が作成したパンフレットを使用した広報活動

②【継続】チームに加わることが想定される関係者向けの広報活動を行います。

【主な事業】

○狛江市内権利擁護関係機関勉強会の実施

③【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。★

(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。

共通計画 P40・41

①【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。

②【継続】相談者の特性や状況に応じた相談支援を引き続き実施します。

【主な事業】

○福祉総合相談窓口の設置

○福祉相談課による包括的な相談支援

③【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。

【主な既存事業】

○市内の各相談窓口設置機関のホームページ等による周知

基本目標2：本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実

(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。

共通計画 P42・43

①【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。

②【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。★

③【継続】権利侵害への早期発見、早期対応を行います。

【主な事業】虐待対応に当たる市ケースワーカー、地域包括支援センター職員、消費生活センター職員等による虐待、消費者被害等の早期発見、早期対応

④【継続】職員、関係機関等を対象者とした虐待防止等権利擁護支援に関する研修を実施します。

【主な事業】

○狛江市内権利擁護関係機関勉強会における権利擁護支援に関する研修の定期的な実施

⑤【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。

基本目標2：本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実（続き）

<p>(2) 意思決定支援の在り方を検討します。 共通計画 P44・45</p>	<p>①【継続】職員、関係機関等を対象者とした意思決定支援の在り方に関する研修を実施します。 【主な事業】 ○狛江市内権利擁護関係機関勉強会における「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた意思決定支援の在り方に関する研修の定期的な実施 ②【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。★</p>
<p>(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備します。 共通計画 P45</p>	<p>①【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。★</p>
<p>(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。 共通計画 P46・47</p>	<p>①【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。 【主な既存事業】 ○明らかに移行する必要がある場合における関係機関との検討 ②【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。 【主な既存事業】 ○本人への事前説明及び判断困難ケースについてのあんしん狛江運営委員会における検討</p>

基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

<p>(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。 共通計画 P48</p>	<p>①【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。 ②【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。</p>
<p>(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。 共通計画 P49・50</p>	<p>①【新規】適切な成年後見人等候補者（親族、市民後見人、専門職、法人等）を推薦できるような仕組みづくりを進めます。★</p>

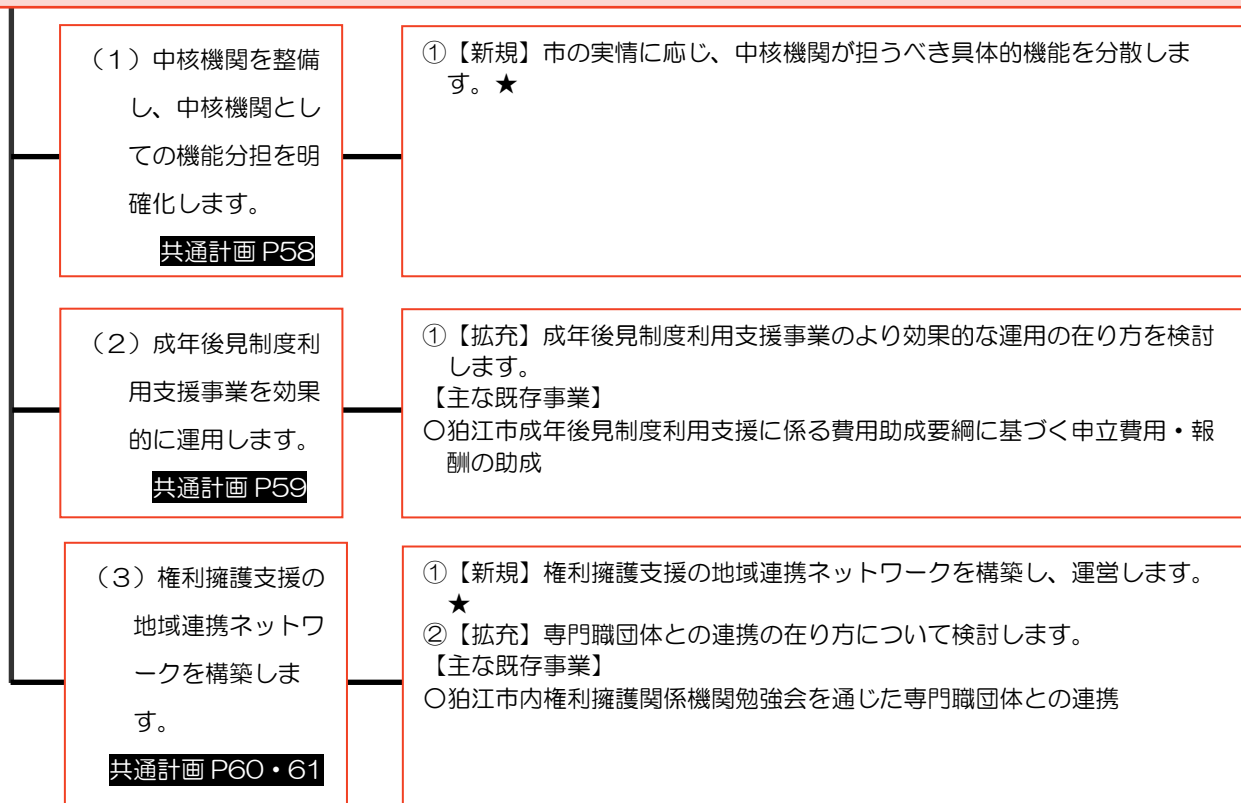
基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進（続き）

<p>(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。 共通計画 P51</p>	<p>①【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。 ②【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。 ③【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。</p>
<p>(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。 共通計画 P52・53</p>	<p>①【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。 ②【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。★</p>
<p>(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。 共通計画 P54</p>	<p>①【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。</p>

基本目標4：成年後見人等への支援の充実

<p>(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。 共通計画 P55・56</p>	<p>①【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。★ ②【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。 【主な既存事業】 ○福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制の整備 ③【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。★ 【主な既存事業】 ○本人の求めに応じたあんしん泊江による審判確定後のフォローアップ ④【継続】「チーム」に関わる関係者への研修の機会を設けます。 【主な事業】 ○泊江市内権利擁護関係機関勉強会の実施 ⑤【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。 【主な既存事業】 ○福祉サービス制度を利用されている方へのモニタリングの実施</p>
<p>(2) 親族後見人等への支援を充実させます。 共通計画 P57</p>	<p>①【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。 ②【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。 【主な既存事業】 ○本人の求めに応じたあんしん泊江による審判確定後のフォローアップ ③【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。</p>

基本目標5：地域における権利擁護支援の体制整備



第2節 重点施策

施策体系のうち、★印の付いたものは、重点施策として設定します。実施に当たっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

第3節 基本目標に向けた取組み

基本目標1：目的・対象に応じた広報の充実

(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。共通計画 P38・39

現状
<p>【権利擁護支援の必要性について】 ○市のいずれの窓口でも権利擁護支援の必要性について広報活動を行っていません。</p> <p>【成年後見制度について】 ○市：家庭裁判所が作成したパンフレットを利用して成年後見制度の説明をしています。 ○あんしん狛江：家庭裁判所が作成したパンフレットを利用して成年後見制度の説明をしています。 ○地域包括支援センター：成年後見制度に関するパンフレットを配布しています。</p> <p>【市民後見人の活動の意義について】 ○市： ・市の窓口でセンターによる市民後見人養成講座のチラシを配布しています。 ・平成31（2019）年度は福祉カレッジの参加者に対して講座の案内と市民後見人が体験談を話し、PRを行っています。</p> <p>【対象別の広報について】 ○市のいずれの窓口でもチラシやパンフレットの配布以外市民向けの広報活動を行っていません。 ○市：権利擁護業務の関係機関や専門職等を対象に、勉強会を開催しています。 ○あんしん狛江：ケアマネジャーには、虐待の研修に合わせて成年後見制度についても説明を行っています。 ○地域包括支援センター：民生委員向けの懇談会における情報提供や、認知症カフェ内でのミニ講話にて権利擁護支援や成年後見制度をテーマとしています。</p> <p>【分かりやすい広報活動について】 ○市：成年後見制度を説明するに当たっては、制度を利用することによるメリットとともに、デメリットも説明するようにしています。 ○あんしん狛江：1度に全てを説明するのではなく、場合によっては説明を継続的に行い、理解を深められるよう支援をしています。 ○地域包括支援センター： ・高齢者本人、家族それぞれに合わせて資料を用いて説明をしています。 ・地域包括支援センターから地域向けにコンパクトに内容をまとめてお伝えするために、内容を絞ってパワーポイントにて資料を作成し、短時間でお伝えしています。</p> <p>【多様な媒体を活用した広報について】 ○市のいずれの窓口でも紙媒体以外の媒体を活用した広報活動をあまり行っていません。</p>
課題
<p>【権利擁護支援の必要性について】 ・市民のライフステージに応じた支援の中に権利擁護支援・成年後見制度を位置付け、広報する必要があります。 ・おひとり様の老後や親亡き後の障がい者の支援について、どのように準備すべきか広報する必要があります。 ・任意後見制度や成年後見制度だけでなく、入院の際の手续支援などについても広報する必要があります。</p>

課題（続き）

【成年後見制度について】

- ・成年後見制度の仕組みや必要な手続等は複雑であるため、パンフレットを見ても内容がよく分からないという意見を市民から聞くことがあります。

【市民後見人の活動の意義について】

- ・市民後見人の業務は、一般的なボランティア活動と比較して、責任と負担が大きいため、担い手になるにはハードルが高いです。

【分かりやすい広報活動について】

- ・成年後見制度の説明をすると、制度の煩雑さにより申立を躊躇する方が多いように感じられます。
- ・高齢者、知的障がい者等に説明する際、難しい制度を分かりやすく説明する工夫が必要です。
- ・対応する職員のスキルによって、説明する内容に差異が生じる可能性があります。
- ・定期的な広報活動ではなく、対象者も限定的であるため、必要な方に適切に伝わっているのか不明瞭です。

【多様な媒体を活用した広報について】

- ・市公式ホームページ、SNS等を活用した広報活動を検討する必要があります。

重点施策

①【拡充】権利擁護支援の必要性について、市民向けの分かりやすい広報活動を行います。

事業	a 市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。		
将来像 ³⁹	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成		市民向けのリーフレット、チラシ等配布	継続

○リーフレット、チラシ等を作成するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市民に対して、自らや大切な家族の権利を守るために現実的な選択肢としてどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのかを分かりやすく伝えること。
- ・「分かりやすいニュース⁴⁰」等を参考に知的障がい者や精神障がい者に配慮した分かりやすい言葉で書くこと。
- ・視覚障がい者向けにリーフレット、チラシ等を音訳したCD等の媒体を作成すること。

事業	b 市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
市民向けのコンテンツの検討、掲載		市民向けのコンテンツの掲載、周知	継続

○コンテンツを掲載するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市民に対して、自らや大切な家族の権利を守るために現実的な選択肢としてどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのかを分かりやすく伝えること。
- ・「分かりやすいニュース」等を参考に知的障がい者や精神障がい者に配慮した分かりやすい言葉で書くこと。
- ・視覚障がい者にも利用しやすいコンテンツの構成にすること。

³⁹ 将来像は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を想定している。

⁴⁰ 一般社団法人スローコミュニケーションがインターネット上で配信しているニュースのこと。URLは <https://slow-communication.jp/>。令和2（2020）年7月からアプリケーション上での配信も開始されている。

事業	c 狛江市まなび講座 ⁴¹ で実施している講座内容を充実させます。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
狛江市まなび講座の講座内容の見直しの検討		新たな講座内容による狛江市まなび講座の実施	継続

○狛江市まなび講座では、「成年後見制度について」という講座内容で、成年後見制度の概要と市の施策についてお話ししていますが、権利擁護支援の必要性や任意後見制度、市民後見人の意義等についても分かりやすく説明するよう、講座内容を充実させます。

②【継続】チームに加わることを想定される関係者向けの広報活動を行います。

重点施策

③【新規】多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。

事業	a チームに加わることを想定される関係者向けに SNS ⁴² 等を活用した広報活動を検討します。		
将来像	チーム関係者がその状況に応じて、多様な媒体から権利擁護支援に係る情報を得ることができます。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
SNS等を活用した広報活動の検討		SNS等を活用した広報活動の試行実施	SNS等を活用した広報活動の実施

事業	b 介護予防の取組み、障がい者週間のイベント等地域で開催される多様な機会に成年後見制度のみならず権利擁護支援に関する狛江市まなび講座を市民団体に周知します。		
将来像	市民が様々な機会に権利擁護支援に係る情報を得ることができます。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
狛江市まなび講座の市民団体向け周知		継続	継続

⁴¹ 狛江市まなび講座とは、市民が主催する学習会などに市の職員等が講師として出向き、市民の要請に応じて、行政の制度や市政の取組み等を分かりやすく説明を行う制度をいいます。

⁴² SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略称

(2) 誰もが気軽に相談できる窓口を設置し、周知します。 **共通計画 P40-41**

現状

○支援団体等調査で、障がい福祉サービス等事業所及び当事者団体に成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用をためらう理由を尋ねたところ、いずれでも制度の周知が不十分であるという理由をあげています。

【本人からの相談対応の充実】

○市：成年後見制度自体の相談対応と成年後見制度を利用する際の申請手続等への相談対応を別々の部署が担当しているため、連携して対応しています。

○あんしん狛江：

- ・月～金9：00～17：00で電話、来所、訪問による相談を実施しています。
- ・休日は年1回リーガルサポート東京の無料相談会にて相談を実施しています。
- ・専門的な助言が必要なものは月1回の弁護士相談を活用しています。

○地域包括支援センター：

- ・日頃受ける新規の相談の中で、権利擁護支援や成年後見制度の制度説明が必要な場合、地域包括支援センター内の社会福祉士が対応しています。
- ・他の地域包括支援センターやあんしん狛江と連携し、相談対応を充実させています。

【相談者の特性や状況に応じた相談体制の整備】

○市：

- ・本人やその他の相談者からの相談に応じ、高齢者・障がい者それぞれのケースワーカーが来所や訪問等を通じて対応しています。
- ・地域包括支援センターや医療機関等から自ら窓口に来ることができない人の相談支援のニーズを受け、必要に応じて訪問での相談を行っています。

○あんしん狛江：

- ・自ら相談窓口に来ることができない人について基本的に訪問による面談を実施しています。訪問の際は本人が話をしやすいように本人と関係性のできている支援者の同席を依頼しています。
- ・高齢者は支援者や親族からの相談が多いです。
- ・障がいのある人は本人からの相談が多いです。

○地域包括支援センター：

- ・積極的に対象者への訪問も行い、状況把握や必要な相談対応ができています。
- ・来所相談、訪問相談を実施するとともに、あんしん狛江や市と連携し相談対応を実施しています。
- ・総合相談の中から権利擁護支援の必要性について検討し、必要な方へは訪問し相談を実施しています。
- ・電話や来所による相談開始が多く、本人の状態に応じて自宅を訪問し、家族等に改めて来所いただく等、状況に応じて相談体制を変えています。
- ・自ら相談窓口に来ることができない人の“発掘”は行えていませんが、本人以外の家族、地域住民、関係機関等からあげられた相談に対しては早急に対応し、まずは“顔を合わせる”ことを大切にしています。

【多様な媒体を活用した市内相談窓口の周知】

○市のいずれの窓口でも紙媒体以外の媒体を活用した広報活動をあまり行っていません。

課題

【本人からの相談対応の充実】

○市：市内で相談対応を行っている関係機関による情報共有ができる仕組みを検討する必要があります。

○あんしん狛江：

- ・本人に分かりやすく説明をすることが難しいです。
- ・個別の相談ごとの相談支援ニーズの確認を行っていますが、現在、相談支援ニーズを持つ人がどの程度いるのか未知数で、発掘までは行えていません。

課題（続き）

【本人からの相談対応の充実（続き）】

○地域包括支援センター：

- ・ 職員の経験値によって、具体的に説明できる範囲が違ってくる可能性があるため、経験の少ない職員のスキルアップを図る必要があります。
- ・ 申請支援に関わった経験のある職員を増やしていくことで、適切な相談対応を行える人材を育成していく必要があります。
- ・ 身寄りがなく、自らSOSを出さないという方については、何かしらのきっかけがないと、相談支援ニーズの発見が遅れてしまいます。

【相談者の特性や状況に応じた相談体制の整備】

○市：

- ・ 親族がいない、又は親族がいても疎遠となっている方について、医療機関等からの相談を受け、相談支援を行っていく中で、成年後見制度のニーズが出てくることも多いです。
- ・ 制度自体が十分に周知されていないと、ニーズが顕在化しにくく、そもそも相談につながりにくいです。
- ・ あんしん狛江の負担が大きいため、あんしん狛江の体制を強化する必要があります。

○あんしん狛江：就労をしている人への相談は夜間、土日の相談を実施する必要があります。

○地域包括支援センター：相談者の特性や状況に応じた相談体制を整備するためには、経験の少ない職員のスキルアップを図る必要があります。

【多様な媒体を活用した広報について】

- ・ 市公式ホームページ、SNS等を活用した広報活動を検討する必要があります。

①【新規】支援を必要とする本人からの相談対応を充実させます。

事業	a 【再掲】 チームに加わることが想定される関係者向けに SNS 等を活用した情報共有の仕組みを検討します。		
将来像	個人情報保護について適切に配慮された本人を支援するために必要な情報がチーム関係者間で共有され、切れ目のない支援が行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
SNS等を活用した情報共有の仕組みの検討		SNS等を活用した情報共有の試行実施	SNS等を活用した情報共有の実施

②【継続】相談者の特性や状況に応じた相談支援を引き続き実施します。

③【拡充】市内の相談窓口を多様な媒体を活用して周知します。

事業	a 【再掲】 市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成		市民向けのリーフレット、チラシ等配布	継続

○リーフレット、チラシ等を作成するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・ 市内の権利擁護支援に係る相談窓口を紹介すること。

事業	b 【再掲】 市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
市民向けのコンテンツの検討、掲載	市民向けのコンテンツの掲載、周知	継続	

○コンテンツを掲載するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・市内の権利擁護支援に係る相談窓口を記載する。

基本目標2：本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実

(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。共通計画 P42・43

現状
<p>【権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場】</p> <p>○市：市の福祉相談課、あんしん狛江及び地域包括支援センター等が連携して、個々のケースについて権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討しています。</p> <p>【家族や関係機関からの情報収集】</p> <p>○市：市のいずれの窓口でも、必要に応じて相談者以外の家族、関係機関からの情報収集を行っています。</p> <p>○地域包括支援センター：本人の同意を得て、家族や関係事業所からも聞き取りを行うことで、本人の権利擁護の必要性や判断力等の見立てを実施しています。</p> <p>【虐待や権利侵害に対応するための検討の場】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、高齢者支援事例進捗管理会議を開催しています。 ・随時、個別ケース会議も開催しています。 ・検討の場及び仕組みの整備は行っていません。 <p>【職員、関係機関の研修】</p> <p>○市：高齢者虐待については高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議専門機関代表者会議にて現状や課題について共有しています。</p> <p>【権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング】</p> <p>○市：介護保険サービス等で地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員を中心にモニタリングしていますが、福祉サービスを利用していない方のモニタリングは行っていません。</p> <p>○あんしん狛江：直接本人のモニタリングは行わず、本人を支援する人のモニタリングを実施し、必要に応じて連携し対応しています。</p> <p>○地域包括支援センター：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居場合、ケアマネジャーが付いているようであればモニタリングや変化の気付きは可能ですが、そうでない場合のモニタリングの手段や見守りの社会資源については、充足することができていません。 ・権利擁護にかかわらず、支援の必要な人については直接・間接的に継続した状況確認を実施します。 ・権利擁護や成年後見制度の利用に至らなかったとしても、ほとんどが生活上の支援が必要な方なので、介護保険サービス等定期的に人と関わられるような支援を提案し、提供する体制を作るようにしています。
課題
<p>【権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と関係機関が連携して、個々のケースについて権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討していますが、このような検討の場を仕組みとして整備する必要があります。 ・仕組みとして整備する場合には、必要に応じて専門職が検討の場に参加できるようにすること、現状の検討の場のメリットを活かすこと、専門職への報酬費の支払等について検討する必要があります。 <p>【家族や関係機関からの情報収集】</p> <p>○市：経済的虐待に該当するケース等情報収集が難しい場合もあります。</p> <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の権限がありません。 ・基本は家族や本人の同意のもと行っていますが、今後書面等で同意を取る必要があるか検討が必要です。

課題（続き）

【家族や関係機関からの情報収集（続き）】

○地域包括支援センター：

- ・医療機関につながっていない方に対して、つなぐまでの支援に時間を要することが多いです。
- ・認知症支援を担っている市担当課と連携する必要があります。
- ・家族間等で意向のずれがあった場合に、十分な聞き取りが行えない場合があります。
- ・権利擁護支援や成年後見制度について、ケアマネジャーによっては知識や理解度が低い方もあり、近い目線で相談者を見ることができていないことがあります。

【虐待や権利侵害に対応するための検討の場】

○市：既存の会議体等を活用した仕組みを検討していく必要があります。

【職員、関係機関の研修】

○市：支援の現状等を踏まえて、研修内容を検討する必要があります。

【権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング】

○市：現状のモニタリング体制等を活用した仕組みを検討していく必要があります。

○あんしん狛江：関係機関からあんしん狛江に制度利用を進めてつなげてもらうことが多いですが、関係機関の専門職の理解や力量で制度の利用に至っていない人が相当数いると想定されます。

○地域包括支援センター：

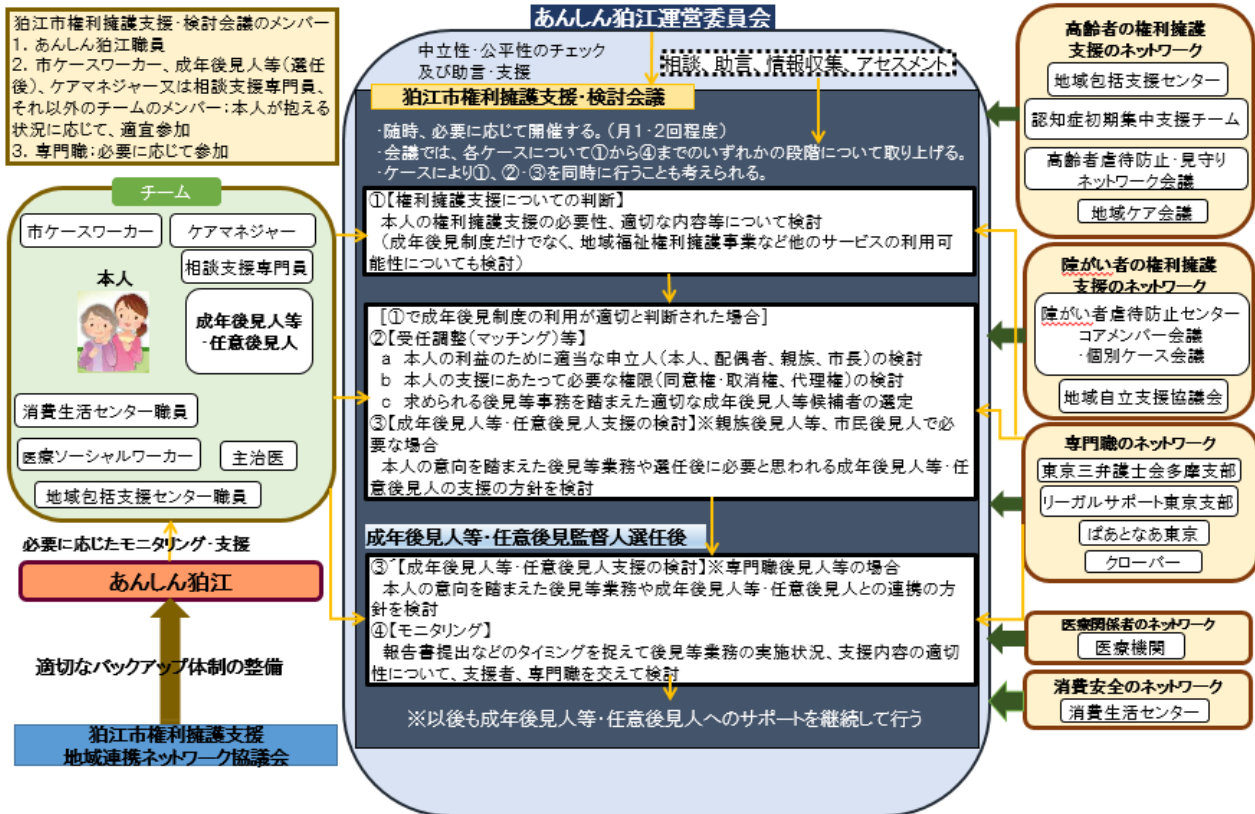
- ・介護保険サービスにつながっていない場合の見守り手段が少ないです。
- ・介護サービス等にもつながらないケースで、自立できていれば、都営狛江団地についてはこまほっとシルバー相談室狛江団地が、多摩川住宅についてはこまほっとシルバー相談室多摩川住宅が見守り訪問をしています。それ以外の地域については再度相談があるまで特に地域包括支援センターからアプローチしていません。
- ・医療機関、銀行、商店等からの情報提供ルートを確立させる必要があります。
- ・制度利用に至らない要因によっては、モニタリング期間が長くなり、その結果として見守り対象者の増加につながるおそれがあります。

①【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。

事業	a 狛江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。		
将来像	狛江市権利擁護支援・検討会議（以下「支援・検討会議」といいます。）において、市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、本人の権利擁護支援についての判断が適切に行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議の設置に向けた検討		支援・検討会議の設置	—
		支援・検討会議による権利擁護支援についての判断	継続

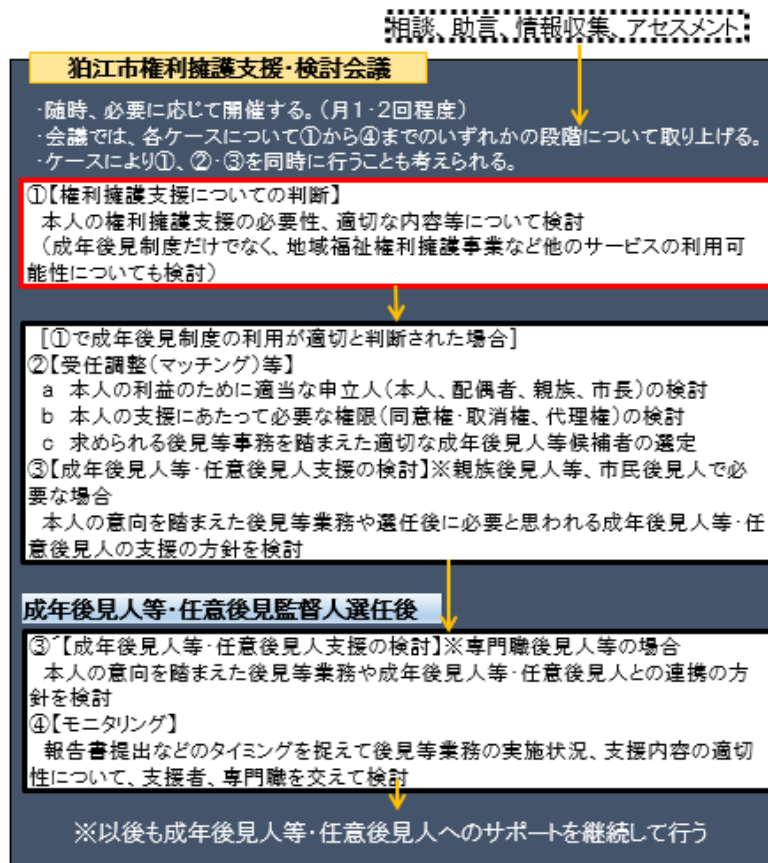
○支援・検討会議を設置します。(図5-23)

図5-23 狛江市権利擁護支援・検討会議



○支援・検討会議では、本人の権利擁護支援の必要性、適切な内容等について検討します。(図5-24)

図5-24 狛江市権利擁護支援・検討会議【権利擁護支援についての判断】



第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標2

○検討に当たっては、成年後見制度だけでなく、地域福祉権利擁護事業など他のサービスの利用可能性についても検討します。(表5-7)

表5-7 権利擁護支援に関わる諸制度の具体例

	事業及びサービス	対象者	支援内容
1	生活困窮者自立支援制度 (家計改善支援事業)	生活困窮者	家計の状況を把握することや利用者の家計改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む。)
2	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方	利用者との契約に基づき行う福祉サービス利用援助を中心とした日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援
3	特定援助対象者法律相談扶助	特定援助対象者(認知機能が十分でないため自己の権利の実現が妨げられるおそれがある国民等をいう。)であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門識者のサービスの提供を自発的に求めることができないもの	自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施
4	消費生活センターへの相談	消費者	消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

重点施策

②【新規】虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携を進めます。

事業	a 虐待や権利侵害に対応するため、支援・検討会議と既存会議との連携の在り方を検討・調整します。		
将来像	支援・検討会議と既存会議とが連携して、虐待や権利侵害に適切に対応しています。		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	既存会議との連携の在り方の検討・調整	既存会議との連携	継続

○次のような会議との連携の在り方を検討・調整します。

- ・狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議
- ・狛江市消費生活相談員と関係機関との情報交換会

③【継続】権利侵害への早期発見、早期対応を行います。

④【継続】職員、関係機関等を対象者とした虐待防止等権利擁護支援に関する研修を実施します。

- ⑤【拡充】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。

事業	a 相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制（モニタリング）を構築します。		
将来像	相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人についても相談後の本人の状況に応じて必要な支援が行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング実施に向けた調整		権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリングの実施	継続

○次のようなモニタリングの実施に向けて調整を行います。

- ・福祉サービスを利用されている方：ケアマネジャー又は相談支援専門員と連携した継続した見守り
- ・福祉サービスを利用されていない方：コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員と連携して継続した見守り

(2) 意思決定支援の在り方を検討します。共通計画 P44・45

現状

○市民意識調査で認知症や病気になって自分の意思を表明することが困難になった場合に備えて、自分の意思を表明する方法を考えているか尋ねたところ、「考えていない」と回答した方の割合が63.3%となっておりますが、障がい者（18歳以上）ではその割合が73.4%と高くなっております。

【意思決定支援の在り方】

○市：意思決定支援の在り方について検討したことはありません。

○あんしん泊江：意思決定支援会議等を開催していません。

【意思決定支援の在り方に関する研修】

○市：

- ・平成29（2017）年度泊江市内権利擁護関係機関勉強会において「自己決定支援について」をテーマに研修を実施しました。
- ・その他意思決定支援の在り方に関する研修については都主催の研修に参加しており、市では開催していません。

【「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援】

○市：市で受けた相談については、関係機関とともに本人との面談等を重ね意思決定支援を行っています。

○あんしん泊江：配慮はしているが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づいたものではありません。

○地域包括支援センター：

- ・家族や関係者だけで物事を判断せず、本人との面談を行い、その意向や考え方を確認することができています。
- ・職員が介入する場面においては、本人の意思を重視した支援の在り方を重視しています。
- ・相談時に、高齢者の特性や認知症の症状の理解をお互いできるよう、介護保険サービス等情報提供と同時並行で説明をし、その中で“本人の意思決定”をサポートする方向へ導いています。

課題

○支援団体等調査で、障がい福祉サービス等事業所に障がい者の契約や財産管理に関する課題を尋ねたところ、財産管理について準備、意思決定をスムーズに行える体制づくりが必要であるという課題をあげています。

【意思決定支援の在り方の検討】

○市：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に従った意思決定支援の在り方について検討する必要があります。

○あんしん泊江：意思決定支援会議等を必要に応じて仕組みに取り込めるよう工夫が必要です。

【意思決定支援の在り方に関する研修】

○市：支援の現状等を踏まえて、研修内容を検討する必要があります。

【「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援】

○市：

- ・経済的虐待に該当するケース等では、親族間で意識のズレがある場合があります。
- ・高齢者本人の理解力が低下している場合があります。

○あんしん泊江：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づいて行う方策の検討が必要です。

○地域包括支援センター：

- ・「意思決定支援」について、支援者の中で考え方や認識にズレがあることもあり、改めて「意思決定支援」について考える機会が必要です。
- ・本人の理解と適切な支援に乖離がある場合、家族や専門職と認識の共有が必要です。また、チーム内での認識の共有等をマネジメントする力が必要です。
- ・本人以外の家族の意思が先行してしまうケースもあり、その都度プレーキをかけながら本人のペースを守らないといけません。関係者でそれを合わせるのに苦慮することもあります。

- ①【継続】職員、関係機関等を対象者とした意思決定支援の在り方に関する研修を実施します。

重点施策

- ②【新規】本人を含めた家族、支援者等関係者が「本人の意思決定支援」の重要性を認識するための支援を行います。

事業	a チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援についての検討を行います。本人の意思決定支援を踏まえた個別ケース会議を開催します。		
将来像	本人の意思決定支援を踏まえて、チームによる本人への支援が行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
チームで支援方針を検討する際、必要に応じて本人の意思決定支援を検討		継続	継続

**(3) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みを整備
します。共通計画 P44・45**

現状
<p>【仕組みの整備】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援方針については、本人含む関係者での会議を複数回実施し、検討を重ねながら決定しています。 市長申立ての要否は、狛江市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱（平成13年要綱第16号）を基準に、担当課で協議検討をしています。 候補者は本人の意向や支援方針会議での検討事項や課題を踏まえながら、あんしん狛江と協議して、選定しています。 <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在担当者間で個別ケース会議にて検討し、その後行政における意思決定の中で検討しています。 <p>【組織的に検討する場の設置】</p> <p>○複数課で検討する場は現状としてはありません。</p>
課題
<p>【仕組みの整備】</p> <p>○市：緊急性があり、時間的に余裕のない場合も多いです。支援方針を検討した後も、適宜連携をして支援をしていく必要があります。</p> <p>○あんしん狛江：会議体として位置付けをするか検討が必要です。</p> <p>【組織的に検討する場の設置】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の課で組織的に検討する場を設けることについては、緊急の案件が多いため、柔軟に対応できるようにする必要があります。 市長申し立てを検討するケースでは、緊急性があり、時間的に余裕のない場合も多いです。

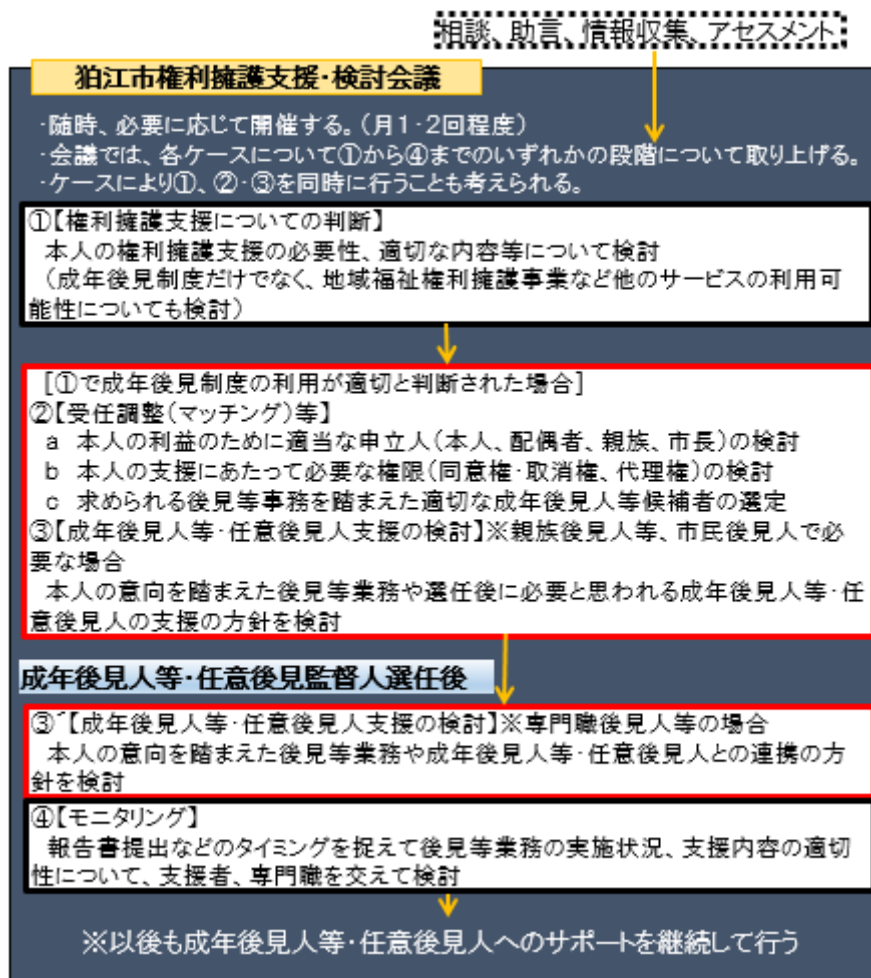
重点施策

- ①【新規】適当な申立人、支援内容及び適切な候補者、候補者選任後のチームによる支援方針並びに申立に当たっての準備・役割分担を検討する仕組みを整備します。

事業	a 支援・検討会議で成年後見制度の利用が適切であると判断された場合には、受任調整（マッチング）等、候補者選任後のチームによる支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討を行います。		
将来像	支援・検討会議で受任調整（マッチング）等、候補者選任後のチームの支援方針及び申立に当たっての準備・役割分担の検討が適切に行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議による受任調整（マッチング）に向けた検討		支援・検討会議による受任調整（マッチング）の試行実施	支援・検討会議による受任調整（マッチング）の実施
支援・検討会議による成年後見人等支援に向けた検討		支援・検討会議による成年後見人等支援の検討（試行）	支援・検討会議による成年後見人等支援の検討

○支援・検討会議では、受任調整（マッチング等）、成年後見人等・任意後見人支援の検討を行います。

図5-25 狛江市権利擁護支援・検討会議
【受任調整(マッチング)等】・【成年後見人等支援】



事業	b 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議等既存の会議を活用して、受任調整（マッチング）等や後見人支援を行う事例検討を定期的に行います。		
将来像	チーム関係者が事例検討を通じて、受任調整（マッチング）等や後見人支援について理解し、調整・支援を行っています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議における事例検討の試行実施	高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議における事例検討の実施	継続	
障がい者の事例を検討する場の調整	事例検討の試行実施	事例検討の実施	

(4) 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に円滑に移行できるよう支援します。共通計画 P46・47

現状
<p>【関係機関との連携強化】</p> <p>○あんしん狛江</p> <ul style="list-style-type: none"> ご本人の支援に関わるチームで成年後見制度への意向について話し合いが行われ、制度利用につながっています。 担当者が判断に迷う場合等は、あんしん狛江運営委員会にて検討していただき、助言をいただいています。 <p>【本人への事前説明と意思決定支援の在り方等の検討】</p> <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に明らかに移行する必要がある場合は関係機関内で検討し、本人に説明しています。 関係者が判断に迷う場合はあんしん狛江運営委員会にて検討しています。
課題
<p>【関係機関との連携強化】</p> <p>○あんしん狛江：あんしん狛江運営委員会の在り方について検討が必要です。</p> <p>【本人への事前説明と意思決定支援の在り方等の検討】</p> <p>○あんしん狛江：利用移行について本人の意思決定支援が十分とはいえません。外的環境（施設入所や本人の判断能力）によりやむを得ない場合もあります。</p>

①【拡充】地域福祉権利擁護事業を利用している人が意思決定支援に基づき成年後見制度利用を含めた必要な支援への移行が円滑に行われるよう、情報共有、事例検討等により関係機関との連携強化に努めます。

事業	a 地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき、必要な支援が受けられるよう、既存の会議に積極的に参加し、関係機関との連携強化に努めます。		
将来像	地域福祉権利擁護事業の利用者が本人の意思に基づき必要な支援を受けています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
あんしん狛江職員の既存の会議への参加に向けた検討	あんしん狛江職員が個別ケース会議やサービス担当者会議、事例検討会に参加	継続	

②【拡充】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行に際しては、本人への事前の説明と意思決定支援の在り方等を検討します。

事業	a モニタリングや個別ケース会議等を通じて本人に必要な意思決定支援の在り方を検討するとともに、必要に応じてあんしん狛江運営委員会による専門的助言を活かした意思決定支援を実施します。		
将来像	本人の意思決定が尊重された地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行がなされています。		
令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	
あんしん狛江運営委員会において、モニタリングや支援者間の会議を踏まえ、一人ひとりの意思決定支援の在り方を検討する。	継続	継続	

基本目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。

共通計画 P48

現状
<p>【申立て支援についての体制整備】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や親族等による申立て支援の相談件数は少数ですが、相談があった場合は制度の説明を行った上で、あんしん狛江の紹介を行っています。 本人が申し立てを行うことが難しい場合は市長申立てや、あんしん狛江等の関係機関の紹介等を行っています。 <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や親族等についての支援はあんしん狛江で実施しています。地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所で概要を説明した後、相談が入ることが多いです。 <p>【相談支援の周知】</p> <p>○市：市で受けた相談については、関係機関とともに本人との面談等を重ね、情報提供を行っています。</p> <p>○あんしん狛江：相談があった人については説明をしていますが、広く市民向けの周知は行っていません。</p> <p>○地域包括支援センター：</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談の際、介護等の支援に限らず成年後見制度等の説明を行い、必要に応じて支援をしていくことを伝えていきます。専門相談機関の紹介も併せて行っています。 家庭裁判所のパンフレットをダウンロードして印刷し、必要時にはそれを用いて、成年後見制度の制度説明を行っています。 <p>【相談の対応力の強化】</p> <p>○市：成年後見制度に関する十分な知識と理解を深め、説明できるようそれぞれの職員が自己研鑽しています。</p> <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや相談支援事業所で大まかな説明を受けた後、あんしん狛江に相談される方が多いです。 あんしん狛江で具体的な相談を受け、必要な制度に結び付ける支援を本人の支援をするチームと協働して行っています。 繰り返しの制度説明や書類作成などの支援及び候補者の調整その後のフォローアップを行っています。 申立て支援や相談支援の業務に携わる職員の位置付けがされておらず、職員が兼務しています。 <p>○地域包括支援センター：</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次相談窓口としてだけでなく、他機関との連携やつなぎを行うことで、より対応力を強化することができています。 職員個人の知識や経験の向上を図るとともに、カンファレンスを通して様々なケースの情報を共有しています。 社会福祉士として研修等で学んだ知識を自身の相談に活用しつつ、地域包括支援センター内での研修時に周知することにより、他のスタッフも対応できるようにしています。
課題
<p>【申立て支援についての体制整備】</p> <p>○市：既存の仕組みを活用しつつ、有効な体制を検討していく必要があります。</p> <p>【相談支援の周知】</p> <p>○市：制度自体が十分に周知されていないと、ニーズが顕在化しにくく、そもそも相談につながりにくいです。</p> <p>○あんしん狛江：今の人員体制では周知して相談が増加した場合の対応が難しいです。</p>

課題（続き）

【相談支援の周知（続き）】

○地域包括支援センター

- ・必要に迫られた方が相談に来ますが、制度の中身を全く知らない方も多いです。地域の住民に向けた周知活動が必要です。
- ・本人や親族等が理解できればよいですが、理解が難しいが必要性はある方に対し、更にサポート体制を強化(行政だけでなく医療との連携)する必要があり、そのためには時間を要します。

【相談の対応力の強化】

○市：

- ・制度を利用する高齢者等にも分かりやすい説明を行う必要があります。
- ・対応する職員のスキルによって、説明する内容に差異が生じる可能性があります。

○あんしん狛江：

- ・一時相談窓口の具体的な業務を明確化し、そこに専門的に相談にのれる人材を配置することが必要です。
- ・配置されている職員の力量に頼ると、人事異動などに対応できません。
- ・1名配置であるとチェック機能が動かないため複数の有資格職員の配置が必要です。

○地域包括支援センター：

- ・対応する職員のスキルによって、対応力に差異が生じる可能性があります。
- ・職員間で経験値の違いがあることや、あんしん狛江等の専門機関との連携が強い反面、依存的になっている面もあります。
- ・他のスタッフがどこまで地域包括支援センター内で周知した情報を活用できているか、ケースを追うことのみでしか確認できていません。

①【新規】本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。

事業	a 狛江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」といいます。）において本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備について協議し、協議結果を踏まえて体制を整備します。		
将来像	本人や親族等による申立ての支援に係る体制が整備され、本人や親族等が安心して成年後見制度を利用できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	協議会による本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備についての協議及び協議結果を踏まえた体制の検討	検討結果を踏まえた体制整備及び体制整備を踏まえた申立て支援	体制整備を踏まえた申立て支援

②【新規】本人や親族等に対し、申立て段階から相談支援を行うことを周知します。

事業	a 【再掲】市民向けの分かりやすいリーフレット、チラシ等を作成し、配布します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	市民向けのリーフレット、チラシ等の検討、作成	市民向けのリーフレット、チラシ等配布	継続

○リーフレット、チラシ等を作成するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・相談窓口では、本人や親族等に対して申立段階から相談支援を行っていることを紹介すること。

事業	b 【再掲】 市民向けの分かりやすいコンテンツを市公式ホームページに掲載し、周知します。		
将来像	市民が自らやその家族の権利を守るためにどのような制度やサービスがあって、それぞれにどのようなメリット、デメリットがあるのか理解した上で、安心して権利擁護支援に係る制度を利用しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	市民向けのコンテンツの検討、掲載	市民向けのコンテンツの掲載、周知	継続

○コンテンツを掲載するに当たっては、次の点に配慮します。

- ・相談窓口では、本人や親族等に対して申立段階から相談支援を行っていることを紹介すること。

(2) 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みを整備します。共通計画 P49・50

現状
<p>【適切な成年後見人等候補者を推薦できる仕組み】</p> <p>○市：市ケースワーカー、あんしん狛江職員により、適切な成年後見人等候補者を検討し、専門職団体等へ候補者の推薦を依頼しています。</p> <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや相談支援事業所でご本人に大まかな説明をした後、あんしん狛江に相談されることが多いです。 ・具体的な相談対応をし、必要な制度に結び付ける支援を本人の支援をするチームと協働して行っています。 ・繰り返しの制度説明や書類作成などの支援及び候補者の調整その後のフォローアップを行っています。 ・あんしん狛江で適切な成年後見人等候補者を推薦する業務に携わる職員の位置付けがされておらず、1名兼務の状況です。 <p>【組織的に検討する場】</p> <p>○市：成年後見人等候補者の検討・推薦を組織的に検討する場で行っていません。</p> <p>○あんしん狛江：市内の権利擁護関係者でどのような人がふさわしいかを検討し、専門職については専門職団体を通じて推薦をいただいています。</p>
課題
<p>【適切な成年後見人等候補者を推薦できる仕組み】</p> <p>○市：現状の検討・推薦状況を踏まえて、適切な成年後見人等候補者を推薦できる仕組みづくりを進める必要があります。</p> <p>【組織的に検討する場】</p> <p>○市：現状の検討・推薦状況を踏まえて、組織的に検討する場を設置する必要があります。</p>

重点施策

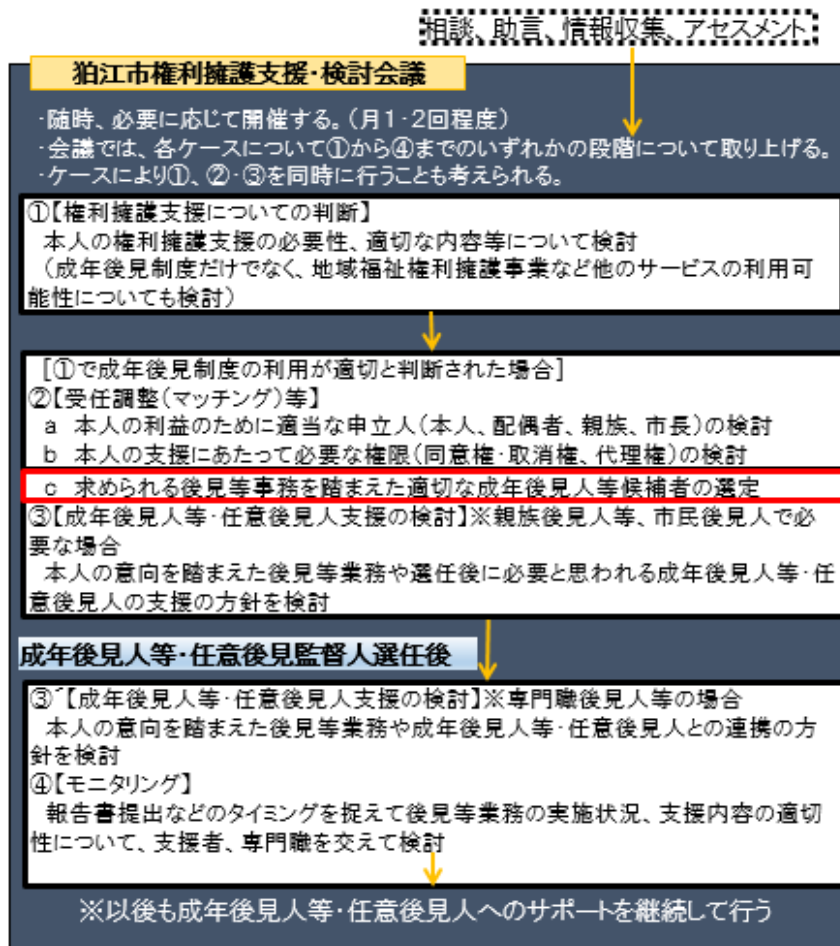
- ①【新規】適切な成年後見人等候補者（親族、市民後見人、専門職、法人等）を推薦できるように仕組みづくりを進めます。

事業	a 支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。		
将来像	家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の在り方を検討	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の試行実施	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施	

○支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。（図5-26）

図5-26 狛江市権利擁護支援・検討会議

【成年後見人候補者等の選定】



○選定に当たっては、次の点に配慮します。

- ・「最高裁判所と専門職団体との間で共有した成年後見人等候補者選任の基本的な考え方」を参考にします。（図5-27）
- ・市民後見人の選定に当たっては、支援・検討会議で次の点について検討を行った上でセンターに市民後見人の選定を依頼します。（多摩南部成年後見センター利用のしかた 2020年6月版より）
 - ①収支のバランスが整っているか。
 - ②安定した居所に居住しているか。
 - ③親族にトラブルがないか。
 - ④対応困難なトラブル（紛争・負債等）がないか。
 - ⑤預貯金が1,000万円を超えていないか

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標3

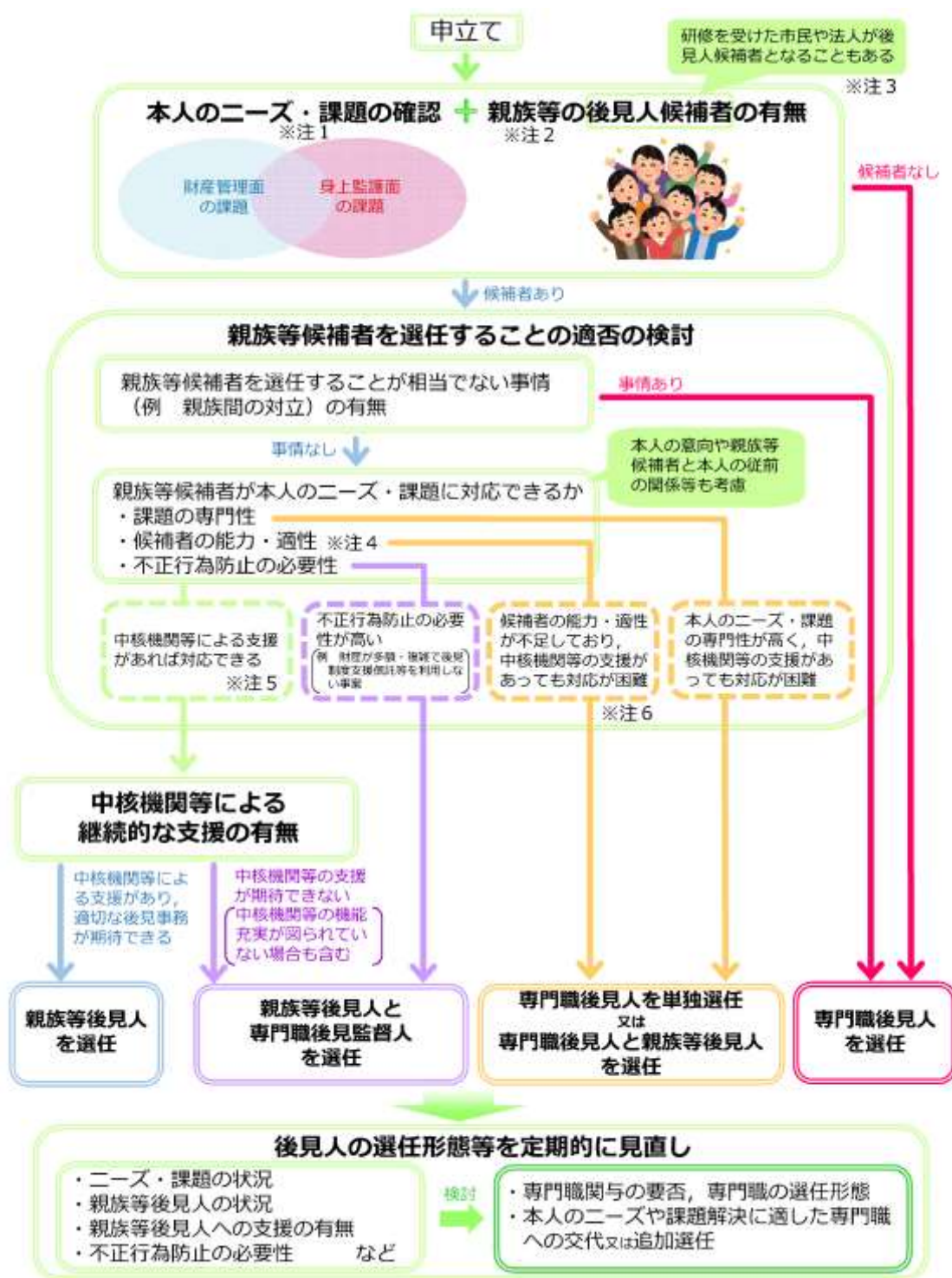
※【特徴】後見業務が主に「身上保護」が中心となるようなケース

- ・法人後見人の選定に当たっては、法人後見人が受任することが相応しい案件かどうか、どの法人が受任することがふさわしいか、その受任要件について検討を行い、法人後見人候補者を選定します。

センターに依頼する案件については、次の点について検討を行います。（多摩南部成年後見センター利用のしかた 2020年6月版より）

- ①調布市、日野市、狛江市、稲城市又は多摩市に住民票があること。（5市外の入所施設等に入所している場合においては、5市が法令上の義務（介護保険住所地特例、生活保護等）を負っていること。）
- ②財産調査により後見報酬を支払える資産がない方又は資産があるが、虐待、多家族問題、犯罪歴、暴力暴言、第三者からの権利侵害など複雑かつ困難な事情を抱えている方

図5-27 最高裁判所と専門職団体との間で共有した成年後見人等候補者選任の基本的な考え方



※注1:「本人のニーズ」とは、成年後見人等が本人の権利擁護の観点から財産管理面及び身上保護面において解決すべき問題をいいます。「課題」とは、当該事案において、後見等事務を行う上で問題となり得る事項をいいます。

※注2:「親族等」とは、専門職以外の者で、本人にとって身近な支援者をいいます。本人をよく知り、成年後見人等として支えていく意欲と能力のある方であれば、親族に限らず、近隣の知人なども成年後見人等候補者になり得ると考えられます。

※注3:「研修を受けた市民」が成年後見人等候補者となっている場合について、当該候補者を成年後見人等として選任するか否かの判断に当たっては、家庭裁判所が選任イメージに記載されている検討要素のほか、市による市民後見人

育成に向けた研修の内容、研修修了者の経験・実績、研修修了者に対する支援態勢等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられます。

「法人」が成年後見人等候補者となっている場合について、当該法人を成年後見人等として選任するか否かの判断に当たっては、選任イメージに記載されている検討要素のほか、当該法人の性質、当該法人の実績、本人との利害関係の有無等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられます。

※注4：候補者の「能力」とは、後見等事務を処理する能力のことをいいます。候補者の「適性」とは、成年後見人等として適切に事務を行うための資質をいいます。具体的には、本人の意思の尊重や権利擁護の理念を理解し、家庭裁判所や中核機関等の関係機関・関係者と連携して、本人のために後見等事務を行うことができる資質をいいます。

※注5：「中核機関等による支援がある」場合とは、親族後見人が後見等事務を行うにあたり、継続的に中核機関等による支援を受けることができる環境にあることをいいます。中核機関が親族後見人に対する支援を行っていても、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合は、「中核機関等による支援がある」といえます。

また、中核機関等による支援があれば「対応できる」とは、中核機関等による支援を受けることにより、本人のニーズ・課題への対応を含め、親族後見人が自ら全ての後見等事務を行うことができる場合をいいます。

※注6：「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」な場合とは、家庭裁判所が後見開始の審判を行う時点において、候補者の能力が不足し、又は候補者が成年後見人等としての適性を欠いており、中核機関等による支援があっても本人のニーズ・課題に対応することが困難であることが判明している場合をいいます。

出典：第3回成年後見制度利用促進専門家会議 資料1

(3) 市民後見人を育成し、その活動を支援します。共通計画 P51

現状
<p>【市民後見人の育成】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民後見人の育成は、センターで行っています。市、社会福祉協議会では行っていません。 令和2（2020）年4月1日時点でセンターが育成した狛江市の市民後見人は2人であり、そのうち2人が受任しています。 被成年後見人等が狛江市民の案件について、平成27（2015）年以降、市民後見人の就任件数が0件となっています。 <p>【市民後見人の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：センターに依頼した案件については、センターが市民後見人の受任が相応しいかの検討を行っています。</p> <p>○あんしん狛江：市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件についての検討は現在行っていません。</p> <p>【市民後見人の活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> センターが育成した市民後見人については、センターにおいて活動支援、フォローを行っています。
課題
<p>【市民後見人の育成】</p> <p>○市：関心のある市民がセンターの市民後見人養成講習を受講するよう、センターと協働して養成講習の在り方、周知方法等について検討する必要があります。</p> <p>【市民後見人の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：市民後見人が少ないため、相応しい案件であっても受任に結び付けることは難しいです。</p> <p>○あんしん狛江：リレー方式であると市民後見人が受任すべき案件は生活保護受給者に絞られてしまうため、センターを経由しない受任方法について検討が必要です。</p> <p>【市民後見人の活動の支援】</p> <p>○市：市民後見人にとってより身近な市内関係機関による活動の支援を検討する必要があります。</p>

図5-28 市民後見人の選任と支援態勢の具体例



※市では、センターに市民後見人の育成を依頼していますが、市民後見人の選任形態は、監督人選任型で、センターが受任まで支援し、受任後はセンターが後見監督人になるとともに、市民後見人の活動への継続的な支援を行っています。

出典：成年後見制度利用促進専門家会議第1回 中間検証 WG 資料8-3

①【新規】市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。

事業	a 市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討し、市民後見人の育成を充実させます。		
将来像	本人と同じ地域に居住する市民が、市民後見人として育成され、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、地域のネットワークを利用した地域密着型の後見等事務を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討		新たな市民後見人の育成事業の実施	継続
協議結果を踏まえて5市・センターと在り方を整理・検討			

○協議会で市民後見人の育成について市の取組み及びセンターとの協働の在り方を整理・検討に当たっては、「センターが基礎的な養成研修を実施し、その後の実習やフォローアップはセンター及び市が連携と役割分担のもとに行う」という方向性で整理・検討を進めます。

②【新規】市民後見人が受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、検討を行います。

事業	a 【再掲】支援・検討会議で成年後見人等に求められる後見等事務を踏まえた適切な成年後見人等候補者の選定を行い、家庭裁判所に推薦します。		
将来像	家庭裁判所に適切な成年後見人等候補者を推薦しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の在り方を検討		支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の試行実施	支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施

③【新規】市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を整備します。

事業	a 市民後見人の活動の支援について、市、関係機関及びセンターが連携して支援体制を検討し、整備します。		
将来像	市、関係機関及びセンターが連携して市民後見人の活動を支援しています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で市民後見人活動の支援について検討		新たな市民後見人の活動支援	継続
検討結果を踏まえて5市、センターと整備内容を検討			

○検討に当たっては「監督と支援」の考え方を整理する必要があります。

市民後見人が本人の信頼できる人であればあるほど、そこに監督人が付され、報酬の負担が生じることは、本人と本人を慮る市民後見人にとっても、「どうして自らを監督してもらうために大切なお金を使わなければならないのか」、「そんなお金を払うくらいなら本人にとってもっと有効に使いたい」と思うことは市民感覚として当然といえます。なお、東京地方裁判所は市民後見人に対して監督人の選任を必須とする運用を既に中止しております。

○協議会で市民後見人活動の支援について検討するに当たっては、「市・あんしん狛江で行うことを原則とし（したがって、監督人は不要となる。）、例外的に監督人が必要な場合は、これまでの法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する」という方向性で整理・検討を進めます。

(4) 法人後見実施機関の活動を支援します。共通計画 P52・53

現状
<p>【センターの受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの法人後見の利用数が平成31（2019）年度2件となっており、他4市と比較して少ないです。 2件とも生活保護受給者の案件となっています。 <p>【センター以外の法人後見実施機関の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> センター以外の法人後見実施機関の利用実績があります。 市ケースワーカー、あんしん泊江職員により、適切な成年後見人等候補者を検討する際、法人後見実施機関の受任案件、受任要件の検討をしています。
課題
<p>【センターの受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：市関係機関及びセンターと協議し、市の実情に合わせたセンターの受任案件を検討する必要があります。</p> <p>【センター以外の法人後見実施機関の受任案件・受任要件の検討】</p> <p>○市：法人後見実施機関ごとの特性を踏まえて、受任案件・受任要件を検討する必要があります。</p>

①【新規】センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。

事業	a 泊江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえ、センターが受任することが相応しい案件及びその受任の要件について、市とセンターによる協議を実施します。		
将来像	市、あんしん泊江及びセンターが中核機関として適切な役割分担をし、本人及び成年後見人等に効果的な支援を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会でセンター受任案件、受任要件を検討		協議結果に基づく受任要請	継続
検討結果を踏まえて5市・センターと協議			

重点施策

- ②【新規】協議会でセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。

事業	a 狛江市権利擁護支援・検討会議での検討結果を踏まえセンター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件を検討し、その検討結果を踏まえて支援・検討会議で成年後見人等候補者の選定を行います。		
将来像	法人後見実施機関として、センター及びセンター以外の法人後見実施機関が本人に対して適切な支援を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	協議会で多摩南部成年後見センター以外の法人後見実施機関が受任することが相応しい案件及びその受任の要件の検討	検討結果を踏まえた支援・検討会議による成年後見人等候補者の選定の実施	継続

(5) 任意後見制度の利用等の相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。共通計画 P54

現状
<p>○市：任意後見制度の利用等の相談はほとんどありません。</p> <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職や主治医等と一緒に契約能力の有無や本人の理解力に合わせ支援をしています。 ・契約に至り、発効まで継続して支援を行っています。
課題
<p>○市：任意後見制度の利用等に関する相談に対し、適切に対応ができるよう備えておく必要があります。</p> <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意後見制度の利用については、比較的高度な本人の理解力が求められます。 ・任意後見契約からその発効に至るまでのモニタリングをどのように行うかが課題です。

①【新規】任意後見制度に関する相談対応力を高め、制度利用等の支援を検討します。

事業	a 狛江市内権利擁護関係機関勉強会において、チームに加わることが想定される関係者向けに任意後見制度、民事信託等に関する研修を定期的を実施します。		
将来像	チーム関係者が法定後見制度のみならず、任意後見制度、民事信託等に関する市民からの相談に適切に対応し、本人の生活の実情に合った制度を利用することができています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
任意後見制度等に関する研修の実施 （年度1回程度）		継続 （年度1回程度）	継続 （年度1回程度）

基本目標4：成年後見人等への支援の充実

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくりを進め、その活動を支援します。 共通計画 P55・56

現状
<p>【「チーム」機能の整備】</p> <p>○市：あんしん狛江・福祉相談課を中心にチームとしての支援を行っていますが、体制として整備されたものではありません。</p> <p>【本人・家族からの相談体制の整備】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族からの相談は、相談内容に応じて受け、必要な場合は関係機関へつないでいます。 ・在宅での支援チームがある場合は、地域包括支援センターが中心となり、相談体制の調整を行っています。 <p>○あんしん狛江：申立て時に関わったケースについては相談を継続して受けています。</p> <p>【成年後見人等及び任意後見人からの相談体制の整備】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の支援に関する相談は福祉相談課で対応し、報酬助成の申請に関する相談は福祉政策課で対応しています。 ・成年後見人等選任後も引き続き相談支援や問合せに対応しています。 <p>○あんしん狛江：申立て時に関わったケースについては相談を継続して受けています。</p> <p>【成年後見人等及び任意後見人に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では成年後見人等選任後も必要に応じて、本人支援のための会議への出席や本人面談の同席等を行っています。 ・あんしん狛江を中心にモニタリング、バックアップを行っています。体制として整備されたものではありません。 <p>【「チーム」関係者の研修】</p> <p>○市：年4回程度、権利擁護業務担当者を対象として勉強会を開催しています。</p> <p>【制度利用に至らない市民に対するモニタリングの検討】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用に至らない市民のその後の経過については独自のモニタリングを行っていません。 ・高齢者は地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員等のモニタリングを通じて、制度利用が必要なタイミングで対応しています。 <p>○あんしん狛江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクと思われる相談のみモニタリングを実施しています。
課題
<p>【「チーム」機能の整備】</p> <p>○市：担当職員が異動してもチームとして支援できる体制を整備する必要があります。</p> <p>【本人・家族からの相談体制の整備】</p> <p>○市：成年後見制度自体が十分に周知されていないと、ニーズが顕在化せず、そもそも相談につながりません。</p> <p>○あんしん狛江：体制がどうあるべきか検討が必要です。</p> <p>【成年後見人等及び任意後見人からの相談体制の整備】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉政策課、福祉相談課の両課にて相談内容の情報共有が必要です。 ・あんしん狛江やセンター等の関係機関との連携が重要です。

課題（続き）

【成年後見人等及び任意後見人からの相談体制の整備（続き）】

○あんしん狛江：あんしん狛江で支援をせずに申立を行い、審判が下りた者には、家庭裁判所から相談窓口の一覧が渡されますが、狛江市の場合、推進機関としてセンターのみが記載されているため、相談できる窓口を記載することが必要です。

【成年後見人等及び任意後見人に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：

- ・担当職員が異動してもチームとしてモニタリング、バックアップできる体制を整備する必要があります。
- ・あんしん狛江やセンター等の関係機関との連携が重要です。

○あんしん狛江：実現性のある体制や取組みの検討が必要です。

【「チーム」関係者の研修】

○市：引き続き、勉強会等を開催することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る必要があります。

【制度利用に至らない市民に対するモニタリングの検討】

○市：

- ・制度の利用に至らない市民のその後の経過についてどのようにモニタリングを行うのか検討する必要があります。
- ・保佐や補助相当と思われる方については、支援関係者はニーズがあると考えても、本人が制度利用を望まない場合は制度利用までに時間がかかることがあります。

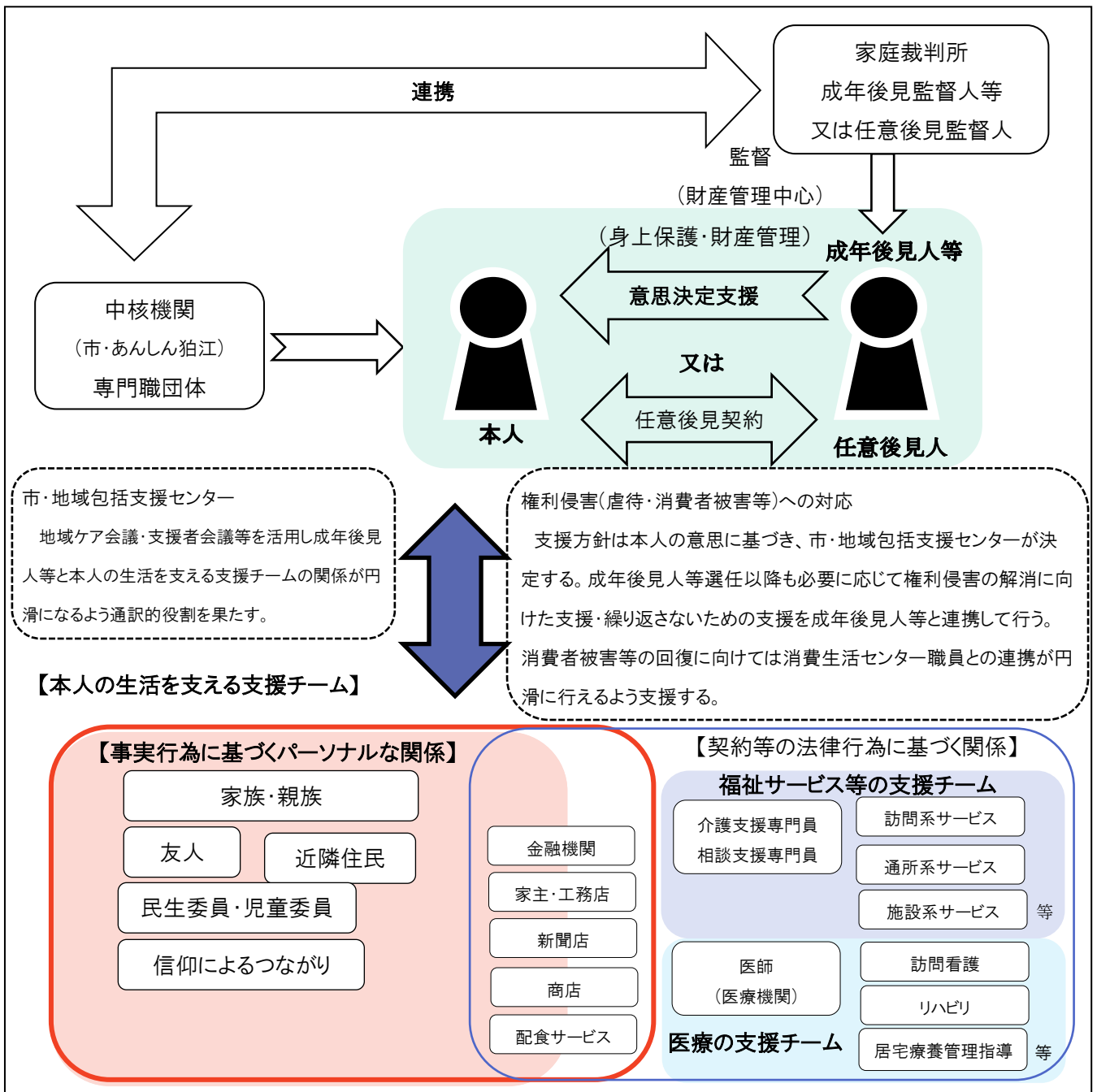
重点施策

①【新規】本人と成年後見人等及び任意後見人を支援する「チーム」体制を構築します。

事業	a 本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。		
将来像	本人と成年後見人等又は任意後見人が「チーム」による支援を受けることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	「チーム」による支援の在り方を検討	「チーム」による支援の試行実施	「チーム」による支援の実施

○「チーム」体制を構築します。（図5-29）

図5-29 狛江市権利擁護支援のチームのイメージ



②【拡充】本人や家族が相談でき、成年後見人等及び任意後見人からの相談に応じられるような相談支援体制を整備します。

事業	a 福祉総合相談窓口を中心とした包括的な相談支援体制を推進します。		
将来像	包括的な相談支援体制が構築され、本人及び家族が切れ目のない支援を受けています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
社会福祉法の一部改正を踏まえた包括的支援体制の推進		継続	継続

事業	b あんしん狛江運営委員会において、市、あんしん狛江、地域包括支援センター等の相談窓口で受けた相談内容について定期的に情報共有を行います。		
将来像	個人情報保護について配慮した上で、市内の相談窓口で受けた相談内容が定期的に情報共有されることにより、本人への支援が効果的に行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
あんしん狛江運営委員会における相談内容の情報共有		継続	継続

重点施策

③【拡充】成年後見人等及び任意後見人に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。

事業	a 成年後見人等選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等又は任意後見人から相談があった際に支援（バックアップ）を行います。		
将来像	成年後見人等又は任意後見監督人選任後、本人及び成年後見人等又は任意後見人へのモニタリング・バックアップが行われることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議におけるモニタリングの在り方を検討		支援・検討会議におけるモニタリングの試行実施	支援・検討会議におけるモニタリングの実施
中核機関におけるバックアップの在り方を検討		中核機関におけるバックアップの実施	継続

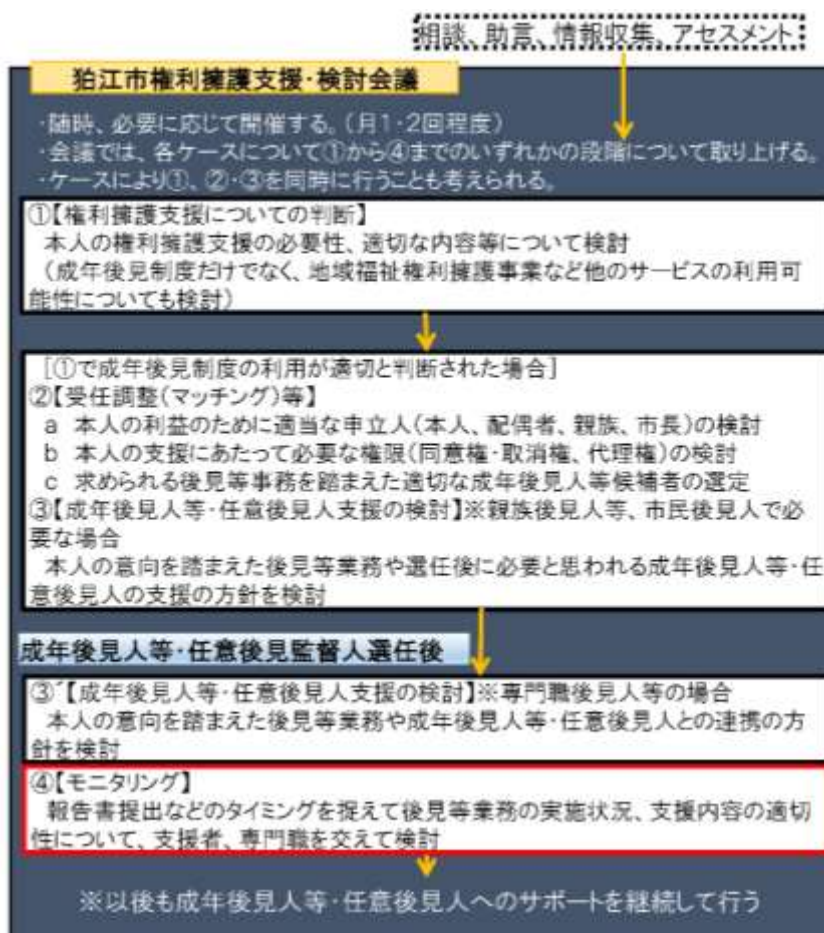
○モニタリング：成年後見人等又は任意後見監督人選任後、支援・検討会議において、報告書提出などのタイミングを捉えて後見業務の実施状況、支援内容の適切性について検討を行います（図5-30）。

○バックアップ：市、あんしん狛江では、本人や支援者及びその親族後見人等及び専門職後見人から相談があった際に支援を行います。（図5-30）

センターでは、本人や支援者及びその市民後見人から相談があった際に支援を行います。

○支援・検討会議でモニタリングを行います。(図5-30)

図5-30 狛江市権利擁護支援・検討会議の設置【モニタリング】



④【継続】「チーム」に関わる関係者への研修の機会を設けます。

⑤【拡充】成年後見制度の利用に至らない市民に対し、必要に応じてその後の経過をモニタリングする仕組みを検討します。

事業	a 【再掲】相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人の相談後の生活の支援や支援の必要性の変化等について継続して見守る体制(モニタリング)を構築する。		
将来像	相談の結果、権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人についても相談後の本人の状況に応じて必要な支援が行われています。		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング実施に向けた調整		権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリングの実施	継続

○次のようなモニタリングの実施に向けて調整を行います。

- ・福祉サービスを利用されている方：ケアマネジャー又は相談支援専門員と連携した継続した見守り
- ・福祉サービスを利用されていない方：コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員と連携して継続した見守り

(2) 親族後見人等への支援を充実させます。共通計画 P57

現状

○平成31（2019）年の成年後見人等と本人との関係別割合については、親族の割合が16.7%となっており、東京都全体の23.8%と比べ約7ポイント低くなっています。

【親族後見人等の支援ニーズの把握】

○市：市で相談を受けた場合、市社会福祉協議会の法律相談やあんしん狛江を紹介しています。

○あんしん狛江：親族後見人懇談会等は開催していません。

【親族後見人等に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：障がい福祉サービスの支給決定等で親族後見人等に関わることはありますが、親族後見人に対するモニタリング・バックアップは行っていません。

○あんしん狛江：

- ・申立て時に相談を受けた全てのケースについて、審判確定の確認を行っています。
- ・審判確定後のフォローアップについては求めに応じて行っています。

【親族後見人等の活動支援】

○あんしん狛江：申立て時に関わったケースは継続相談を受けています。

【親族後見人等の活動支援の在り方についての協議】

○市：親族後見人等の活動支援の在り方について専門職団体や家庭裁判所と協議を行ったことはありません。

課題

【親族後見人等の支援ニーズの把握】

○市：親族後見人の場合には、関係機関との直接のやりとりとなるため、市が直接関わらないケースも多いです。

【親族後見人等に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：

- ・親族後見人の場合には、関係機関との直接のやりとりとなるため、市が直接関わらないケースも多いです。
- ・申立て時に支援につながらなかった親族後見人に対するモニタリング・バックアップを検討する必要があります。

【親族後見人等の活動支援】

○あんしん狛江：審判が下りた件数の全数を把握していないため、支援が必要な親族後見人がフォローアップされずにいるものと想定されます。

【親族後見人等の活動支援の在り方についての協議】

○市：親族後見人の支援の在り方について専門職団体や家庭裁判所との連携体制の整備を図る必要があります。

①【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。

事業	a 市内相談窓口で親族（後見人）等が相談等で来所された際、アンケートを実施するとともに、その後も定期的にアンケートを実施することにより、親族（後見人）等の支援のニーズを把握し、効果的な支援につなげます。		
将来像	親族（後見人）等への支援が効果的に行われることにより、本人及びその親族が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会でアンケートの実施方法、アンケート内容を検討		アンケートの試行実施	アンケートの実施

②【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。

事業	a 【再掲】成年後見人等又は任意後見監督人選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等又は任意後見人から相談があった際に支援（バックアップ）を行います。		
将来像	成年後見人等又は任意後見監督人選任後、本人及び成年後見人等又は任意後見人へのモニタリング・バックアップが行われることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議におけるモニタリングの在り方検討		支援・検討会議におけるモニタリングの試行実施	支援・検討会議におけるモニタリングの実施
中核機関におけるバックアップの在り方検討		中核機関におけるバックアップの実施	継続

③【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。

事業	a 親族後見人等への支援の在り方について検討します。		
将来像	親族（後見人）等への支援が効果的に行われることにより、本人及びその親族が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で親族後見人等への支援の在り方について検討		検討結果を踏まえた親族後見人等への支援	継続

○検討に当たっては「監督と支援」の考え方を整理する必要があります。

親族後見人等が本人の信頼できる人であればあるほど、そこに監督人が付され、報酬の負担が生じることは、本人と本人を慮る親族後見人にとっても、「どうして自らを監督してもらうために大切なお金を使わなければならないのか」「そんなお金を払うくらいなら本人にとってもっと有効に使いたい」と思うことは市民感覚として当然といえます。なお、東京地方裁判所は市民後見人に対して監督人の選任を必須とする運用は既に中止しております。

基本目標5：地域における権利擁護支援の体制整備

(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。 **共通計画**

P58

現状
<p>【中核機関の整備の在り方】</p> <p>○市：現在、あんしん泊江が広報機能、相談機能、受任調整機能、後見人支援機能等多くの機能を担っているため、あんしん泊江の負担が大きいです。</p> <p>【市とセンターの機能分担】</p> <p>○市：センター構成5市の実情がそれぞれ異なるため、センターに求める機能も同じではないものと考えられます。</p>
課題
<p>【中核機関の整備の在り方】</p> <p>○市：市、センターへの機能分散及びあんしん泊江の機能の位置付けを明確化し、適正な人員体制を整備する等、中核機関の整備の在り方を検討する必要があります。</p> <p>【市とセンターの機能分担】</p> <p>○市：市とセンターの機能分担についてセンターと構成市の担当者におけるネットワーク会議等において検討します。</p>

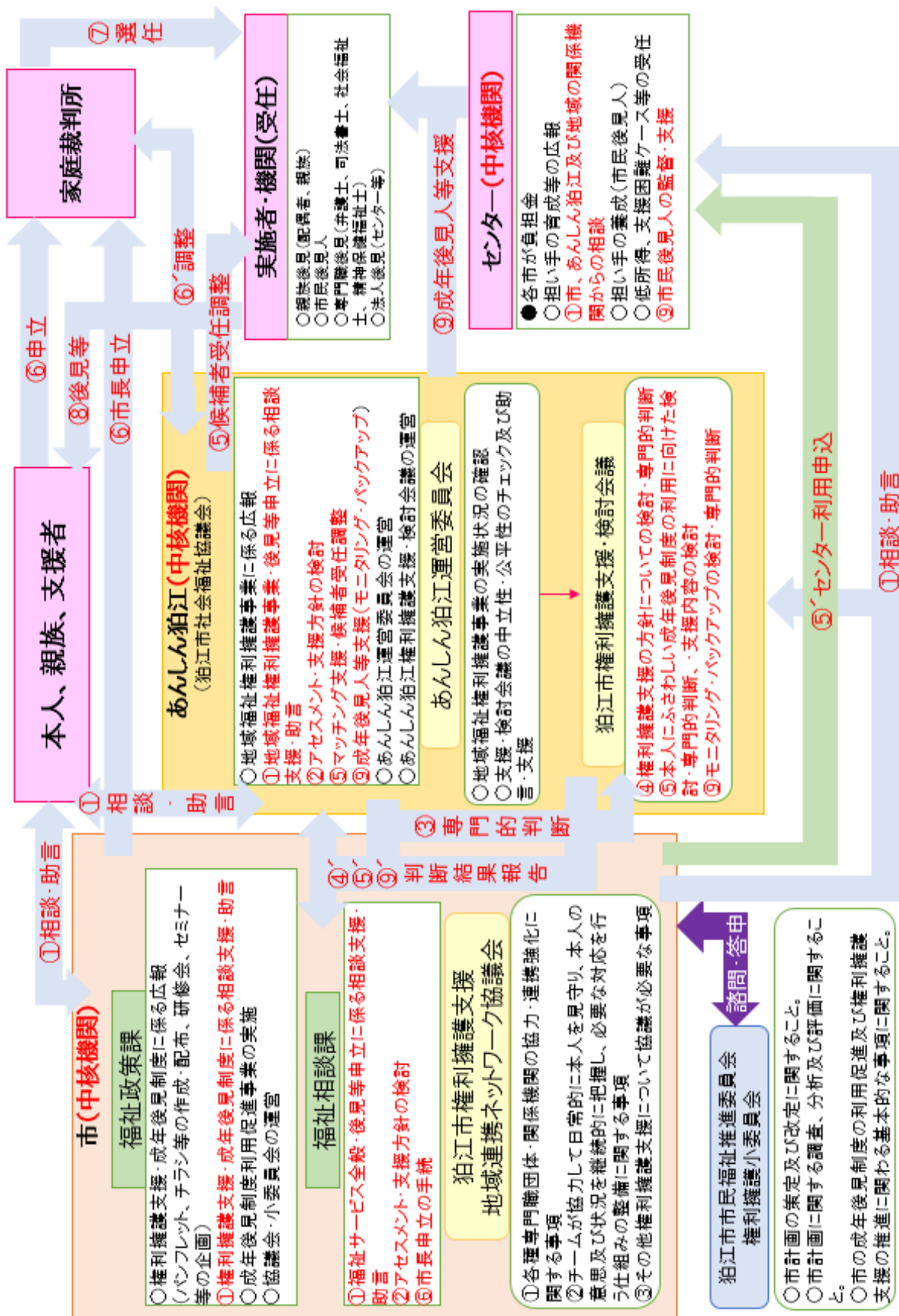
重点施策

①【新規】市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。

事業	a 市、あんしん泊江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。		
将来像	市、あんしん泊江及びセンターが中核機関として適切な役割分担をし、本人及び成年後見人等に効果的な支援を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
中核機関の設置（市・センター）		中核機関の設置（市・あんしん泊江・センター）	継続
中核機関の設置に向けた検討（あんしん泊江）			
中核機関が担うべき具体的機能の分散方法の検討		中核機関の機能分散を踏まえた業務の実施	

〇市・あんしん狛江はセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。(図5-31)

図5-31 狛江市における中核機関の業務分担のイメージ



(2) 成年後見制度利用支援事業を効果的に運用します。共通計画 P59

現状	
<p>【申立費用助成制度】</p> <p>〇市：制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、成年後見等申立費用助成制度の運用を行っており、助成件数は、おおよそ10件から20件までの範囲で推移しており、高齢者に対する助成件数が多くなっています。</p> <p>【報酬助成制度】</p> <p>〇市：制度の利用が必要な方が適切に利用できるよう、要綱の範囲内において成年後見人等報酬助成制度の柔軟な運用を行っており、助成件数は増加傾向にあり、平成31（2019）年度は8件となっています。</p>	
課題	
<p>【申立費用助成制度】</p> <p>〇市：成年後見等申立費用助成制度を運用するにあたり生じた制度利用上の課題点を整理し、より効果的な運用ができるよう見直しを図っていく必要があります。</p> <p>【報酬助成制度】</p> <p>〇市：成年後見等申立費用助成制度を運用するにあたり生じた制度利用上の課題点を整理し、より効果的な運用ができるよう見直しを図っていく必要があります。</p>	

表5-8 狛江市の成年後見制度利用支援事業の概要

高齢者										
助成制度の有無		申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
申立費用	報酬	市長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可 ※2
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
障がい者										
助成制度の有無		申立者別の助成対象				類型別の助成対象			資力別の助成対象	
申立費用	報酬	市長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可 ※2
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

※1 狛江市の助成制度は、上表のとおり、申立者、類型等を限定していない。

※2 生活保護受給者でなくても、世帯収入及び資産から費用等を控除した後の金額が生活保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る場合は助成対象としている。

①【拡充】成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。

事業	a 成年後見制度利用支援事業のより効果的な運用の在り方を検討します。	
将来像	申立費用及び報酬の助成が適切に行われることにより、経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な市民も当該制度を利用しています。	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
協議会で成年後見制度利用支援事業について検討	新たな成年後見制度利用支援事業の運用	継続

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。共通計画 P60・61

現状
<p>【権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営】</p> <p>○市：権利擁護支援にあたり、福祉相談課、あんしん泊江等では、必要に応じて医療関係機関、泊江市消費生活センター等福祉部門以外の関係部局・関係機関等との連携を図っています。</p> <p>【協議会の整備】</p> <p>○市：権利擁護業務担当者を対象として、年4回程度勉強会を開催することにより、顔と顔の見える関係を構築しています。</p> <p>○あんしん泊江：あんしん泊江運営委員会を年4回開催しています。</p> <p>【専門職団体との連携の在り方】</p> <p>○市：専門職団体との連携はできていますが、連携の在り方についての検討は行っていません。</p>
課題
<p>【権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営】</p> <p>○現状の権利擁護支援の地域連携ネットワークを見える化し、持続的に運営できる体制を整備する必要があります。</p> <p>【協議会の整備】</p> <p>○市：地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する体制を整備するに当たっては、検討内容に応じて、福祉部門以外の関係部局・関係機関等が参加できるような仕組みや体制を検討する必要があります。</p> <p>【専門職団体との連携の在り方】</p> <p>○市：市域において構築された権利擁護支援の地域連携ネットワークを見える化し、持続的に運営できる体制を整備する中で連携の在り方について検討する必要があります。</p>

重点施策

①【新規】権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。

事業	a 【再掲】 本人と成年後見人等又は任意後見人が孤立しないよう、本人の抱える状況に応じた関係者及び権利擁護支援関係機関による「チーム」体制を構築し、「チーム」による支援を行います。		
将来像	本人と成年後見人等又は任意後見人が「チーム」による支援を受けることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	「チーム」による支援の在り方を検討	「チーム」による支援の試行実施	「チーム」による支援の実施

事業	b 市に泊江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、必要な事項を協議します。		
将来像	協議会により、チーム、支援・検討会議、多職種間の連携等について定期的に協議が行われることにより、本人にとってメリットの実感できる権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
泊江市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の設置		協議会による協議 (年度4回以上)	継続
協議会による協議 (年度4回以上)			

第3節 基本目標に向けた取組み 基本目標5

〇市に粕江市権利擁護支援連携ネットワーク協議会を設置し、次のような事項を協議します。(図5-31)

- ・チーム（特に親族後見人）への適切なバックアップ体制の整備
- ・支援・検討会議の中立性・公平性のチェック及び助言・支援
- ・多職種間の更なる連携強化の推進

事業	c センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。		
将来像	広域及び市域の協議会が連携して、本人にとってメリットの実感できる権利擁護支援のネットワークが構築されています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討		広域における協議会の設置	-
		広域における協議会による協議	継続
		広域における協議会と市協議会との連携	継続

事業	d 【再掲】市、あんしん粕江及びセンターを中核機関とし、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。		
将来像	市、あんしん粕江及びセンターが中核機関として適切な役割分担をし、本人及び成年後見人等に効果的な支援を行っています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
中核機関の設置（市・センター）		中核機関の設置（市・あんしん粕江・センター）	継続
中核機関の設置に向けた検討（あんしん粕江）			
中核機関が担うべき具体的機能の分散方法の検討			

②【拡充】専門職団体との連携の在り方について検討します。

事業	a 協議会で専門職団体との連携の在り方について検討します。		
将来像	専門職団体と連携して、本人にとってメリットの実感できる権利擁護支援のネットワークが構築されています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
協議会で専門職団体との在り方について検討		新たな専門職団体との連携	継続